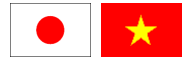


ベトナムの介護関連の視察のご案内



技能実習制度への「介護」職種追加について、H28年11月国会にて法案が可決されました。施行に向けての詳細は、以下の通り、検討されています(内容に変更の可能性あり)。実習生の受入に興味を持たれている事業者様 現地視察のご案内をさせていただきます。ご検討の程、お願い申し上げます。

- ① 当案内に少しでも興味を持たれた事業者様は、裏面までご連絡ください。
- ② ・当社担当者が、貴事業所に詳細の案内をさせていただきます。
・ヒアリングの後、視察のプランと金額を見積もりさせていただきます。
- ③ 現地にて視察をしていただきます。(最短4日間、ハノイ及び周辺)
- ④ 実習生の受入を検討いただければ、当社提携のベトナムの送出し機関、国内の受入れ機関をご紹介します(主に視察先です)



参考(その後)

- ⑤ 契約に至れば、約30日後の実習生の募集期間後、ベトナムにて面接を行って頂きます。
- ⑥ 面接後、約11ヵ月前後、実習生は各研修を終えて、貴事業所に配属となります。
(建設・製造等実習生よりも、半年弱研修が必要とされます。)
- ⑦ 3年間、実習生として雇用することができます。



視察先例

- ・介護施設 (国内で数少ない介護施設(当社提携)を視察することができます。)



- ・医療専門学校、短期大学 (現地で提携している政府の医療関連学校に視察)



- ・現地送出し機関及び日本語学校



決定事項・および検討事項(抜粋)・詳細は、訪問時に説明申し上げます。

①業務内容

下記必須業務を全業務時間の2分の1以上実施することが必要となります。

また、周辺業務は、3分の1以下程度としなければいけません。

- ・必須業務:身体介護(入浴、食事、排泄、体位変換、移乗・移動等の介助等)
- ・関連業務:身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)間接業務(記録、申し送り等)
- ・周辺業務:その他(お知らせなどの掲示物の管理等)

②事業所の要件

- ・介護福祉国家試験において、「介護の実務経験」として認められている施設。
- ・訪問系サービスではないこと。
- ・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)
- ・実習指導員は、介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士の有資格者

③その他要件

- ・介護技能実習生は介護報酬の点数に数えられます。
- ・介護技能実習生の日本語能力

入国時に日本語能力試験 N4または政府がそれと類すると認める資格を取得している必要があります。

実習1年経過後の2号移行試験時に、**N3**またはとありそれと類すると認める資格を取得していなければ実習は継続できません。



事業主様の想定される懸念点と当社の強み

- ・ベトナムの介護事情・医療事情が分からない。
⇒前頁のような、視察ができる会社は当社しかありません。現地を確認をお勧めします。(内部見学・意見交換も可能です。)
- ・利用者及び日本人スタッフとのコミュニケーションがとれるか心配、又、“日本語検定取得”が可能か？
⇒当社グループは、ベトナム国内で日本語学校を運営しています。(17か所)
- ・ベトナム側および国内の企業が安心できるか心配
⇒複数の施設を視察されることをお勧めします。



お問い合わせ先

(株)ファーストペンギン 090-1736-3718 (担当 辰見まで)

tatsumi.penguin@gmail.com

実習生・留学生の総合コンサルタント

(株)first penguin

本社 茨城県小美玉市中台842-19

0299-47-0375

東京事務所 東京都渋谷区初台1-51-1 (MB内)

ハノイ事務所 35 dien bien str ba dinh direct ha noi

株式会社マザーブレイン
(株)マザーブレイン・ベトナム
関東担当 総代理店

